

「三郷市開発事業等の手続等に関する条例施行規則」の一部を改正する規則(案)について
(自動車駐車場に係る部分)

【趣旨・概要】

共同住宅・長屋において、現在、一部地域を除き、計画戸数の50%以上の自動車駐車場を整備することとしているが、近年の駅近くにおける自動車駐車場の需給状況等を踏まえ、「駅からの距離」や「1部屋の大きさ」に応じた基準に改める。

【改正の主な内容】

〈改正前〉

商業地域または近隣商業地域 かつ 防火地域または準防火地域	計画戸数の30%
上記以外	計画戸数の50%

〈改正後〉

		1部屋の大きさ		
		小さい	中	大きい
駅からの距離	近い	床面積40m ² 以下 (1人暮らし)	床面積40m ² 超 55m ² 以下 (2人暮らし)	床面積55m ² 超 (3人暮らし以上)
	駅近接の 〔商業地域 近隣商業地域〕	—	—	計画戸数の15%
	駅半径800m以内 (駅から徒歩圏内) または 駐車監視員活動区域	—	計画戸数の15%	計画戸数の30%
	上記以外	計画戸数の30%		計画戸数の50%

※ 市内全域において、計画戸数が20戸以上の場合には、上記のほか、荷捌きスペース1台以上を設置すること。

【施行予定日】令和8年4月1日